

告 示

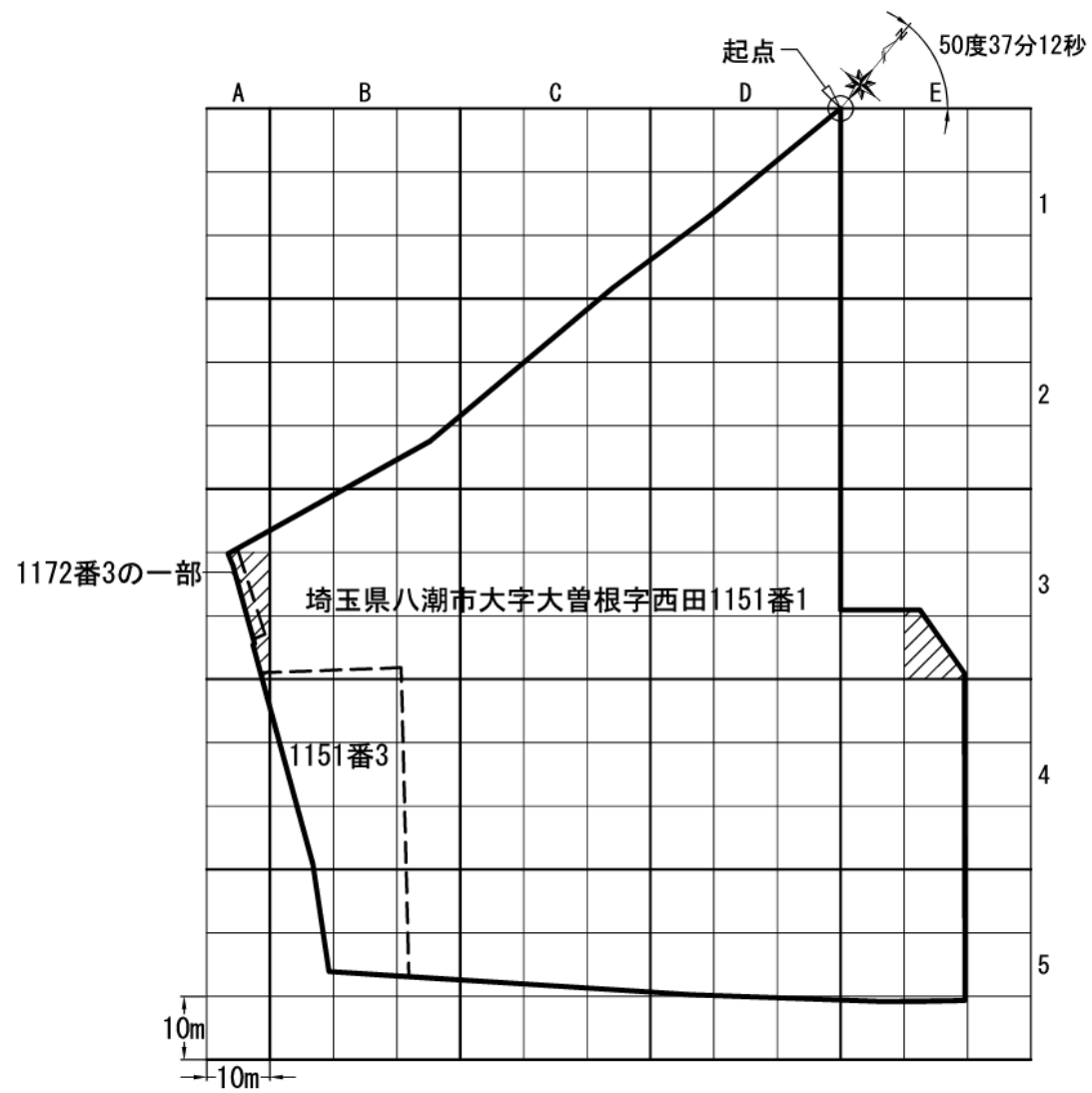
埼玉県告示第六百八十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年埼玉県告示第三百九十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和五年六月九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字大曾根字西田千百五十一番一の一部、千百五十一番三の一部及び千百七十二番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



凡 例

- 地番境界
- 敷地
- ▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

【起点】
起点は、埼玉県八潮市大字大曾根字西田1151番1の最北端とする。

【格子の回転角度 50度37分12秒】